

八王子市立長池小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立長池小学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
すべての教職員が、「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうる、だれもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底します。
- 令和6年度の重点項目
学校いじめ対策委員会を中心とした校内体制を確立し、週に1回（金曜日）のいじめ対策委員会を行い、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的に行う。

令和8年度のいじめの防止等に向けた課題

- 週1回のいじめ対策委員会の充実
- 組織的な対応の徹底
- 教員の資質、能力の向上
- いじめが起きにくい学校、学年、学級の風土の醸成
- 保護者、地域、関係諸機関との連携

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週 金曜日 14時40分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教室専門員、SC、SSW（月1回）
※いじめ対応担当主任教諭が対策委員会のコーディネーターを務める。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

1. いじめの発見（認知）
 2. 報告（憶測を入れない、事実のみ）
 3. 事実確認と情報収集及び関係保護者への連絡
 4. 問題状況の把握と指導・支援のための校内体制の策定
 5. 関係諸機関との連携
- ※いじめ防止基本方針 参照

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 2日「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
○「いじめ」の定義の確実な理解
- 8月25日「重大事態の理解と対応」
○いじめを生まない環境づくり
- 1月 8日「いじめへの組織的な対応」
○いじめ問題の解消に向けて効果のあった取組

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

いじめ問題を未然に防いだり、適切かつ迅速に解決したりするためには、児童自身が自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要である。全ての教育活動を通じて児童一人一人に対して自らがいじめについて考え、自ら行動し、いじめ問題に対応できる力を意図的・計画的に身に付けることができるようにする。

SOSの出し方に関する授業

児童が様々な困難やストレスから悩みを抱えた時に身近な大人に相談したり、助けを求めたりすることができるようにSOSの出し方に関する教育を計画的に実施する。
◎各学年の年間指導計画に位置付け、学期ごとに「SOSの出し方に関する教育」を計画・実施

いのちの大切さを共に考える日の取り組み

6月10日の全校朝会の時間を使い、「いのちの大切さを共に考える日」の取組を実施する。全校児童を対象に、いじめが人に与える影響や人の痛みを感じられるようになることの大切さを考えさせていく。その後、各学級でも改めていのちの大切さについて、学級や学年に応じた取組を行っていく。

児童の自己肯定感を高める取組

1年生から6年生まで、年間を通して「あいさつリレー」（代表委員会発信）をつないでいく。学年の実態に合わせて、朝や帰りの時間に昇降口であいさつ運動を行ったり、あいさつ運動をした感想を給食時間に放送で発表したり、長池小学校で大切にしているあいさつを通して自己肯定感を高めていく。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知するとともに、情操共有を大切にしながら、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。